

技術者倫理の視点から技術士法第 45 条について考える － 刑法第 134 条を手がかりとして

Thinking about the Article 45 of the Professional Engineer Act from
a View Point of Engineering Ethics: A Discussion based on the
Article 134 of the Penal Code

杉原桂太

南山大学

Keita SUGIHARA

Nanzan University

【Key words】

1. 技術士法第 45 条 (The Article 45 of the Professional Engineer Act)
2. 刑法第 134 条 (The Article 134 of the Penal Code)
3. 専門職倫理 (Professional Ethics)

【概要】

技術士法第 45 条は、「技術士等の秘密保持義務」として、「技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。」と定めている。一方で同法第 45 条の 2 は、「技術士等の公益確保の責務」として、「技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たつては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。」と規定している。技術士が「公益確保の責務」のために「業務に関して知り得た秘密」を公開しなくてはならない場合はどのように考えればよいのだろうか。ここでは、「公益確保の責務」が「正当の理由」となるかが重要となる。本稿ではこの問題を技術者倫理 (Engineering Ethics) の視点から検討する。技術者倫理の分野においては、「公衆の安全・健康・福利を最優先する」ことの保持が分野の根幹にかかわっている。そこで、「公益確保の責務」が「正当の理由」となるという解釈が必要になる。本稿においては、特別法としての技術士法第 45 条に対する一般法である刑法第 134 条を手がかりとしてそのような解釈を試みる。

1. はじめに

公益社団法人日本技術士会は、技術士法により定められた技術士の社団法人である。技術士会は専門職団体として「技術士倫理綱領」を規定している。倫理綱領では、基本綱領の「公衆の利益の優先」において「1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。」と定められている。一方基本綱領は、「秘密の保持」において、「6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。」と規定している。ここで問題となるのが、技術士が「公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮」した結果、「業務上知り得た秘密を」公表しなくてはならない場合をどのように考えるか、というものである。このように基本綱領の1と6の間には緊張関係が存在し、その関係においては、「公衆の安全、健康及び福利」が「正当な理由」となるかが重要となる。

同様の緊張関係は技術士法においても存在する。同法第45条は、「技術士等の秘密保持義務」として、「技術士又は技術士補は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。」と定めている。同法第45条の2は、「技術士等の公益確保の責務」として、「技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。」と規定している。ここでは、技術士が「公益確保の責務」のために「業務に関して知り得た秘密」を公開しなくてはならない場合をどのように考えるか、が問題となる。この緊張関係においては、「公益確保の責務」が「正当な理由」となるかが重要となる。

本稿の目的は、特別法としての技術士法第45条に対する一般法である刑法第134条を手がかりとすることによって、技術士法第45条と第45条の2の間の緊張関係をどのように考えればよいのかについて技術者倫理の視点から考察することにある。

本稿の先行研究には、技術士法第45条について解説するという視点に立つものとして、以下の文献がある。これらの文献とは、杉本と高城¹および(社)

¹ 杉本・高城 (2005).

日本技術士会倫理委員会²、田岡ら³によるものである。しかし、同法において「公益確保の責務」が「正当の理由」となるかについて考察は技術者倫理分野においてはみられていない。

以下ではまず、問題の所在として技術士法第 45 条と第 45 条の 2、第 59 条を確認する（第 2 章）。次に、同法第 45 条と第 45 条の 2 の緊張関係をどのように考えればよいか、「技術士倫理綱領」と「技術士倫理綱領の解説」に基づいて検討し、同法第 45 条についての 1 つの解釈を提示する（第 3 章）。引き続き、第 3 章で行った技術士法第 45 条の解釈が必要であることを技術者倫理の観点から指摘する（第 4 章）。その上で、第 3 章の解釈の妥当性を刑法第 134 条に基づいて検討する。ここでは事例を取り上げ、事例についての 2 つの異なる見解を紹介する（第 5 章）。さらに、第 5 章の 2 つの異なる見解について検討し、検討結果を技術士法第 45 条に当てはめる（第 6 章）。最後に全体の考察をまとめる（第 7 章）。

2. 問題の所在としての技術士法第 45 条と第 45 条の 2

技術士法の第 45 条と第 45 条の 2 の間には緊張関係が存在する。以下、具体的に確認しておこう。技術士法第 45 条は技術士等の秘密保持義務について定めている。

（技術士等の秘密保持義務）

「第四十五条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。」

同法第 45 条の 2 は技術士等の公益確保の責務について規定している。

² (社) 日本技術士会倫理委員会 (2003)。

³ 田岡ら (2012)。

(技術士等の公益確保の責務)

「第四十五条の二 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。」

同法第45条については、同法第59条において罰則が定められている。

「第五十九条 第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。」

ある技術士にとって同法第45条に定められた「業務に関して知りえた秘密」が同法第45条の2に定められた「公益確保の責務」を果たすために開示する必要のある秘密であったとしよう。この技術士が「公益確保の責務」のためにこの秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第45条の定める「正当の理由」と認められるのだろうか。このことを検討する上で参考になるのが「技術士倫理綱領」と「技術士倫理綱領の解説」である。そこで、次にこれらを参照することにしよう。

3. 「技術士倫理綱領」と「技術士倫理綱領の解説」

まず、「技術士倫理綱領の解説」によれば、技術士法第45条の2の「公益確保」に対応する倫理綱領の箇所は、「公衆の利益の優先」である。倫理綱領のこの箇所は次のように定めている。

(公衆の利益の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

(1) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の利益とその他の利害関係者（自分、同僚、雇用者、依頼者等）の利益が相反した場合は、公衆の安全、健康等の利益を守ることを最優先してこれに対処する。

(2) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の安全、健康や財産に害を及ぼすような事態に遭遇したときは、この事態を雇用者又は依頼者に知らせ、その防止策を提案し、また、適切な解決を求める。

「技術士倫理綱領の解説」は倫理綱領のこの箇所について次のように説明している。

公益（公衆の利益）最優先に関してよく起こる例として、製品コストの低減を要求する組織の利益と安全確保という公衆の利益が相反する事態に遭遇することがある。この場合は、組織の利益より公衆の安全を優先する。安全の優先は、絶対安全を求めることを意味するものではなく（安全とは、人への危害または損傷の危険性が、許容可能な水準に抑えられている状態）、安全性が、適用される法令・基準に適合し、現在の技術水準で当然求められる合理的な水準を充足すること、及びそのために要するコストを評価することを求めるものである。

次に、「技術士倫理綱領の解説」によれば、技術士法第 45 条の「秘密保持」に対応する倫理綱領の箇所は、「秘密の保持」である。倫理綱領のこの箇所は次のように定めている。

（秘密の保持）

6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。

(1) 技術士は、雇用者又は依頼者の正当な利益を擁護する立場を堅持する。

「技術士倫理綱領の解説」は倫理綱領のこの箇所について次のように説明している。

(1) 秘密情報又は知的財産権のある情報を扱う場合は、情報の所有者の利益を守る。

(注) 「正当な理由」を例示する。

- ① 原則：情報所有者の事前の同意
- ② 法令に基づき開示しなければならない場合
- ③ 綱領1の(2)による解決策が得られなかった場合

「技術士倫理綱領の解説」から分かるのは、綱領1の(2)すなわち「技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の安全、健康や財産に害を及ぼすような事態に遭遇したときは、この事態を雇用者又は依頼者に知らせ、その防止策を提案し、また、適切な解決を求める。」という解決策が得られなかった場合は、「技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らすことの「正当な理由」とされていることである。「技術士倫理綱領」と「技術士倫理綱領の解説」に即して技術士法第45条を解釈すると、技術士が同法第45条の2の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第45条の定める「正当の理由」と認められる、と解釈できる余地があることになる。このような解釈は妥当だろうか。

4. 「公益確保の責務」を「正当の理由」と見なすべき 技術者倫理からの要請

技術者倫理 (Engineering Ethics) という分野に立つて考えると、技術士が技術士法第45条の2の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第45条の定める「正当の理由」と認められる、と解釈すべき必要がある。その理由をここでは検討しておく。

技術者倫理の分野を成立させた米国の状況は以下のようなものである⁴。この分野の前提は技術業が専門職業の一つであるというものであるとされる。

⁴ 杉原 (2007b, 108-10) ; Baum (1980, 8-9)。

専門職業とは、専門的な知識と自律性、社会的責任を備えた職業のことである。米国の技術者は自らの職業を専門職業とするために次のような活動を行ってきた。

専門的な知識および自律性についての取り組みは以下のようなものである。19 世紀の後半以降、大学は専門的な知識を提供し、専門職業の学協会が専門職業の自律的な側面を提供した。1930 年代には、1932 年に設立された ECPD (Engineers' Council for Professional Development) が技術系の大学の認定を開始した。1934 年に設立された NSPE (National Society of Professional Engineers) が州による技術者の資格交付についてのガイドラインを定めている。

社会的責任にかんする取り組みは次のようなものである。20 世紀の初頭には倫理綱領を定める技術系学協会があった。1974 年の ECPD の倫理綱領には「専門職の行いの要は統合性であるから、技術者は公衆と雇用者、依頼への忠誠の義務と、全てへの公正さと公平さの義務を果たす」という文言があった。1970 年代には倫理綱領を改定する学協会が相次いでいる。この年代は技術災害が続いた時期である。1974 年に ECPD は倫理綱領を改定し、「技術者は専門職の義務を発揮するにあたり、公衆の安全・健康・福利を最優先する」とした。

このように 1970 年代に学協会は社会的責任についての活動を行っている。これらの活動に伴って、70 年代には大学で技術者倫理の科目が開講され始めている。この時期に技術者倫理の分野を構築するための研究プロジェクトが行われ、技術者倫理という分野が成立したのである。

ECPD を引き継いだ ABET は、1985 年に「技術業の専門職とプロフェッショナルリズムについての倫理的特徴の理解」を学生に育成するように求めている。95 年に提示された認定基準では「技術者の倫理的責任」が明示され、倫理がより明確に求められるようになった。

技術者倫理の分野が日本に導入された状況は次のようなものである⁵。1990 年代に技術者資格の国際的同等性の確保が必要となった⁶。英語圏では 1989

⁵ 杉原 (2007a, 2) ; 杉原 (2007a, 33-50)。

⁶ 資格のグローバル化だけが技術者倫理を日本にもたらしめているわけではない。1990 年代に国内で技術災害が続いたことも背景となっている。杉原 (2007a, 47-9) を参照のこと。

年にワシントン協定 (Washington Accord) が成立し、各国の技術者教育認定団体が認定した技術者教育は質的に同等であることを相互に認め合っていた⁷。日本においては1999年にJABEE (Japan Accreditation Board for Engineering Education: 日本技術者教育認定機構) が設立され、認定基準の1つで「技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解 (技術者倫理)」という項目を示した⁸。2000年には技術士法が改正され、第45条の2として、「技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。」が追加された。1990年代の後半以降、技術士会と技術系学協会が倫理綱領を制定・改定し、公衆の安全・健康・福利という視点を倫理綱領に取り込んでいる。

以上の米国と日本の技術者倫理分野の背景からすれば、「公衆の安全・健康・福利を最優先する」という倫理綱領の内容は、この分野の根幹にかかわるといえるだろう。なぜなら、技術者倫理の分野の成立を促した米国の社会状況には、技術災害を受けて技術系学協会がこの内容を倫理綱領に盛り込んだことがあるからだ。日本の技術士会の倫理綱領も、基本綱領の (公衆の利益の優先) において「1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。」と定めている。「公衆の利益の優先」は、技術士法第45条の2の「公益確保」に対応している。そこで、同法第45条の2は、技術者倫理の視点に立つと、最優先されるべき項目なのである。すなわち、技術士が技術士法第45条の2の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第45条の定める「正当の理由」と認められる、と解釈すべき必要があるのである。

このような解釈が成り立たなければ、技術士は罰則を伴う技術士法第45条の「技術士等の守秘義務」に重きを置き、技術士法第45条の2の「公益確保の責務」のためであっても秘密を開示することができなくなってしまうであろう。

⁷ 米国の認定機関は ABET である。

⁸ JABEE は 2005 年にワシントン協定に加盟している。

5. 技術士法第 45 条について考えるための刑法第 134 条

以下では、刑法第 13 章の第 134 条を手がかりとすることによって、前述の技術士法第 45 条の解釈の妥当性を考察してみよう。この解釈とは、技術士が技術士法第 45 条の 2 の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第 45 条の定める「正当の理由」と認められる、というものだった。刑法第 13 章の第 134 条は、特別法としての技術士法第 45 条と第 59 条に対する一般法である。

5.1 刑法第 134 条

特別法としての技術士法第 45 条と第 59 条に対して、一般法として刑法第 13 章に第 134 条と第 135 条がある。刑法第 134 条と第 135 条は次のように定めている。

(秘密漏示)

「第百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。」

(親告罪)

「第百三十五条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。」

技術士法第 45 条の「正当の理由」について考察する上で刑法第 134 条第 1 項の「正当な理由」に着目することは適切であると考えられる。なぜなら、刑法第 134 条について次のような解説があるからである。「これらの職務に従

事する者は、多くの人の秘密にふれる機会があり、また、一般人が安心してこれらの者に対して秘密を打ち明けることができるために、秘密の遵守の職業倫理を刑罰により担保することが必要であることが考慮されたものである。」⁹第134条第1項の医師及び弁護士は典型的な専門職である。上記の解説によれば、第134条第1項を医師と弁護士について考えれば、この項は医師及び弁護士の職業倫理、すなわち専門職倫理を刑罰によって担保するものといえよう。一方で、技術士は技術者の専門職である。技術士法第45条は秘密遵守の職業倫理、すなわち専門職倫理を刑罰によって保証するためのものといえる。技術士法第45条について考察する上で、刑法第134条第1項に注目することが適切なのは、刑法第134条が典型的な専門職の専門職倫理について規定しているからである。典型例への着目は適切であろう。そこで、以下では刑法第134条の「正当な理由」に着目する。

刑法第134条の「正当な理由」は、それが無いことが刑法第134条が定める秘密漏示罪が成立するために必要となるものであり、「正当な理由」が認められる場合は秘密漏示罪は成立しない¹⁰。「正当な理由」がある場合とは、①法令行為、②第三者の利益を保護するための場合、③承諾がある場合、④その他が挙げられる¹¹。

5.2 医師の守秘義務と通報義務の衝突事件

刑法第134条が定める「正当な理由」が成立していたかどうかが問われた事例として、医師の守秘義務と通報義務の衝突事件がある。この事例を参照しよう¹²。Aは、2003年4月、同せい相手と口論となり、ナイフにより右腰背部に刺創を負い、東京都世田谷区内の病院で応急措置を受けたものの、出血が多く、救急車で国立病院aに搬送された。Aはaに到着した際には、意識は清明であったものの、少し興奮し、「痛くないの、帰らせて。」、「彼に振

⁹ 藤木 (1987, 324)。

¹⁰ 判例時報2048号(2012年)「家庭裁判所から精神鑑定を命じられた医師が、ジャーナリストに対し、供述書等を閲覧させるなどした行為について、秘密漏示罪が成立すると判断された事例」による。

¹¹ 大塚ら(2000, 339-53)。

¹² この事例については、伊東ら(2008, 88-9)とこの事件への最高裁判所の判決文(事件番号:平成17(あ)202, 事件名:覚せい剤取締法違反被告事件, 裁判年月日:平成17年7月19日)による。

り向いてほしくて刺したのに、結局みんなに無視されている。」などと述べ、担当 B 医師が A を診察したところ、右腰部背部刺創の長さが約 3 cm であり、着衣に多量の血液が付着していたのを認めた。

B 医師は、上記刺創が腎臓に達していると必ず血尿することから、A に尿検査の実施について説明したが、A は、強くこれを拒んだ。B 医師は、先に CT 検査等の画像診断を実施したところ、腎臓のそばに空気が入っており、腹腔内の出血はなさそうではあったものの、急性期のためいまだ出血していないことも十分にあり得ると考え、やはり採尿が必要であると判断し、その旨 A を説得した。A は、もう帰るなどといってこれを聞かなかったが、B 医師は、なおも 30 分にわたって A に対し説得を続け、最終的に止血のために A に麻酔をかけて縫合手術を実施することとし、その旨を A に説明し、その際に採尿管を入れることを A に告げたところ、A は、拒絶することなく、麻酔の注射を受けた。

B 医師は、麻酔による A の睡眠中に、縫合手術を実施した上、カテーテルを挿入して採尿を行った。採取した尿から血尿はでていなかったものの、B 医師は、A が興奮状態にあり、刃物で自分の背中を刺したと説明していることなどから、薬物による影響の可能性を考え、簡易な薬物検査を実施したところ、アンフェタミンの陽性反応が出た。

B 医師は、その後来院した A の両親に対し、A の傷の程度等について説明した上、A の尿から覚せい剤反応があったことを告げ、国家公務員として警察に報告しなければならないと説明したところ、A の両親も最終的にこれを了解した様子であったことから、A の尿から覚せい剤反応があったことを警察庁玉川警察署の警察官に報告した。同署の警察官は、差押許可状の発付を得て、これに基づいて B 医師が採取した A の尿を差し押さえた。

ここでは、2005 年 7 月の最高裁判所の判決を参照し、「正当な理由」について裁判所がどのように判断したのかを確認しよう。A は最高裁判所の裁判において次のように主張している。A は、B 医師が A から尿を採取して薬物検査をした行為は A の承諾なく強行された医療行為であって、このような行為をする医療上の必要もない上、B 医師が A の尿中から覚せい剤反応が出たことを警察官に通報した行為は、医師の守秘義務に違反しており、しかも、警察官が B 医師の行為を利用して A の尿を押収したものであるから、

令状主義¹³の精神に反する重大な違法があり、Aの尿に関する鑑定書等の証拠能力はない。

このようなAの主張に対し、最高裁判所は判決で次のように指摘した。この事件の事実関係の下では、B医師は、救急患者に対する治療の目的で、Aから尿を採取し、採取した尿について薬物検査を行ったものであって、医療上の必要があったと認められるから、たとえB医師がこれについてAから承諾を得ていたと認められないとしても、B医師のした行為は、医療行為として違法であるとはいえない。

また、医師が、必要な治療又は検査の過程で採取した患者の尿から違法な薬物の成分を検出した場合に、これを捜査機関に通報することは、正当行為として許容されるものであって、医師の守秘義務に違反しないというべきである。

以上によると、警察官がAの尿を入手した過程に違法はないことは明らかであるから、B医師のした行為が違法であることを前提にAの尿に関する鑑定書等の証拠能力を否定する主張は、前提を欠き、これらの証拠の証拠能力を肯定した控訴審の判決は、正当として是認することができる。最高裁判所は判決で以上のように指摘した。その上で最高裁判所はAの上告を棄却し、有罪判決を下した1、2審の判決が確定することとなった。

このように、この事例では、刑法第134条が定める「正当な理由」が成立していたことが最高裁判所によって認められている。

5.3 奈良供述調書漏出事件

刑法第134条が定める「正当な理由」が成立していたかどうかが問われたもう一つの事例として、奈良供述調書漏出事件がある。この事例を参照しよう¹⁴。この事例は、2006年6月に奈良県の医師(Dと表記する)の自宅が放火され、母子3名が死亡し、当時高校1年生だった長男(Cと表記する)が

¹³ 令状主義とは、逮捕、拘留、搜索、差押え等の強制処分を行う場合には、裁判官又は裁判所が発する令状によらなければならない、という原則を指す。

¹⁴ この事例については、判例時報2048号(2012年)「家庭裁判所から精神鑑定を命じられた医師が、ジャーナリストに対し、供述書等を閲覧させるなどした行為について、秘密漏示罪が成立すると判断された事例」および朝日新聞2009年4月15日夕刊による。

殺人などの疑いで逮捕された、というところから始まる。奈良家庭裁判所は H 医師による精神鑑定結果を踏まえ、C を中等少年院に送致した。2007 年 5 月に、ジャーナリストの K 氏が、供述調書等を大量に引用した本を出版した。奈良地検は同年 10 月に H 医師を逮捕し、11 月に起訴した。この裁判では H 医師に対する秘密漏示罪が成立するかが争われた。H 医師は家庭裁判所から C と D の供述調書の写し等を資料として受け取り、K 氏の求めに応じて 2006 年 10 月に 3 回に渡って自宅などで見せていた。

2009 年 4 月に、第 1 審で奈良地方裁判所は H 医師に対して有罪判決を言い渡している。2009 年 12 月、第 2 審で大阪高等裁判所は第 1 審の判決を支持し、H 医師を有罪とする判決を下している。2012 年 2 月に、最高裁判所は H 医師の上告を棄却する決定をし、第 1 審、第 2 審の有罪判決が確定することとなった¹⁵。

ここでは、第 1 審判決を参照し、「正当な理由」について裁判所がどのように判断したのかを確認しよう。まず、この裁判で争点となったのは、(1)精神鑑定の鑑定人が刑法第 134 条第 1 項の条文にいう「医師」にあたるか¹⁶、(2)長男の供述調書は、漏出が処罰対象となる「秘密」といえるか¹⁷、(3)秘密漏示罪の適用の例外となる「正当な理由」があったか、の 3 点だった。ここでは(3)の争点に注目することとする。

弁護側は H 医師には「正当な理由」があったことを次の 2 点において主張していた。第 1 点目は次のような主張である。C が逮捕された当時、C には被害者（母子 3 名）に対する殺意があり、C が殺人者である等の報道が繰り返されていた。H 医師は C の鑑定人として鑑定作業を進めるうちに、C には殺意がなかったことを知り、誤った報道によって広がった世間の認識を正して C の将来を守るためには、真実を明らかにする必要があると考えた。そこ

¹⁵ 最高裁判所によると、秘密漏示罪で有罪となるのは記録が残る 1980 年以降で初めてである。読売新聞 2012 年 2 月 16 日大阪朝刊。

¹⁶ この争点について、第 1 審判決では「医師」にあたりと判断された。判例時報 2048 号（2012 年）「家庭裁判所から精神鑑定を命じられた医師が、ジャーナリストに対し、供述書等を閲覧させるなどした行為について、秘密漏示罪が成立すると判断された事例」による。

¹⁷ この争点について、第 1 審判決では「秘密」にあたりと判断された。判例時報 2048 号（2012 年）「家庭裁判所から精神鑑定を命じられた医師が、ジャーナリストに対し、供述書等を閲覧させるなどした行為について、秘密漏示罪が成立すると判断された事例」による。

で、H 医師は、広汎性発達障害を取り上げていた K 氏であれば C が殺人者ではないことを伝えてくれると思った。そこで、K 氏に供述調書等を閲覧させた。したがって、H 医師の行為は、C の利益のために行われたといえる。

第2点目は以下のような主張である。K 氏は、C による放火事件を取材し、広汎性発達障害について世間に広めることは、同様の事件を防止し、C に関する誤った報道を正すことになって、社会全体の利益となると考えていた。これは、報道機関の公共的使命に奉仕して公益を図るためといえる。H 医師も、C が殺人者であるという誤ったレッテルをはがし、殺意のなかったことを世間に知らせるには、その前提として、社会一般に広汎性発達障害の正しい知識をもってもらうことが C 及び同様の障害を持つ者のためになると考え、K 氏に供述調書等を閲覧させたのであり、これは、K 氏の放火事件の取材に対する協力的行為といえ、その目的も K 氏と同様に公益を図るものである。

これらの弁護側の主張に対して、判決は次のように指摘している。弁護側の第1点目の主張について、H 医師は C や D に関する報道内容に疑問を持っており、C に殺意がないことを対外的に明らかにしたいとの思いを抱いていた、と認められる。しかし、供述調書等を K 氏に閲覧させた行為は、審判手続中にある C の利益にかなうものとはいえないばかりか、非公開である少年審判の制度趣旨に反し、C 及び D のプライバシー等の秘密に対する配慮を欠いた行為というほかに、手段の相当性においても、その相当性を著しく欠くものと認められる。以上によれば、弁護側の第1点目の主張は採用することができない。

弁護側の第2点目の主張について、報道に従事する者が行う取材行為は、これが憲法第21条¹⁸の精神に照らして尊重されるべきであることからすれば、取材行為の違法性の有無については、慎重な判断を要するものといえる。これに対し、取材に応じ、あるいはこれに協力する者の行為（「取材協力的行為」）が秘密漏示在に該当するか否かの判断に当たっては、取材協力であることから直ちにその違法性が阻却されると考えるべきでなく、取材行為の目的、手段及び方法に係る正当性、取材協力的行為を行った者の立場、目的、同行為の態様等と、漏示対象となる秘密の内容や秘密の主体が受ける具体的な不利益を具体的に考慮し、取材協力的行為として「正当な理由」があるといえるかど

¹⁸ 憲法第21条は、集会・結社・表現の自由、通信の秘密について規定している。

うか判断すべきと解するのが相当である。そこで本件についてみると、K 氏の H 医師に対する一連の取材行為について、その目的、手段及び方法が正当でないとする特段の事由は認められない。しかし、C の少年審判手続進行中であって、鑑定人の立場にありながら、K 氏に供述調書等を閲覧させるなどしており、手段の相当性を著しく欠くこと、供述調書等の内容は C、D のプライバシー等にかかわるものであることは既に認定したとおりである。そうすると、H 医師の行為を K 氏に対する取材協力行為とみても、これが「正当な理由」に基づくものとの認めることはできない。したがって、弁護側の第 2 点目の主張も採用することができない。

判決は以上のように指摘し、H 医師の行為について刑法第 134 条に定められた「正当な理由」はないものと認めている。

5.4 医師の守秘義務と通報義務の衝突事件についての二つの見解

医師の守秘義務と通報義務の衝突事件への最高裁判所の判決については、肯定する主張と疑問視する主張がある。以下、それぞれについて確認しよう。

5.4.1 肯定する主張

伊東らはこの事例への最高裁判所の判決を肯定する議論を展開している。彼らは、この事例を医師の守秘義務（私益）と通報義務（公益）とが衝突し、しかも不適法な秘密が問題となった事例であると指摘している¹⁹。その上で、「学説には、個人的利益を最優先し、医師等の守秘義務は緊急避難のような例外的な場合のみ解除されるとするものもある。しかし、安易に守秘義務を解除してはならないが、公益といえども最終的には市民一人ひとりの利益に還元されるものであるかぎり、守秘義務は無制限的なものではなく、場合によっては合理的な制約を受けるべきものであろう」²⁰と述べている。

¹⁹ 伊東ら（2008, 89）。

²⁰ 伊東ら（2008, 89）。

5.4.2 疑問視する主張

松宮はこの事例への最高裁判所の判決を疑問視する主張を展開している。彼は、秘密漏示罪の主体がなぜ医師や弁護士、宗教家に限られているのかという問いから議論を起こしている²¹。その答えはキリスト教の教会への着目から始まる。教会の懺悔室で人々は、自分の犯した罪を、神の代理人である神父や牧師に告白する。この懺悔室で、誰かが、「私は今、人を殺してきたところです」と告白したとしよう。このとき、告白を聞いた神父または牧師が警察に駆け込んだとしたらどうなるだろうか。もちろん、証拠が挙げれば、告白者は殺人罪で逮捕され処罰されることになるだろう。しかし、もうその教会では、誰も懺悔しなくなるかもしれない。というのは、告白の秘密が守られるという保証がないからである。神父や牧師は、警察の密偵だと思われるかもしれない。その結果、教会は、その宗教的権威を失うかもしれない。これはいわば教会の持っていたカウンセリング機能が失われることを意味している。それは、社会にとって、ひとりの殺人犯人を捕まえそこねることよりも、もっと大きな損失かもしれない。したがって、宗教家は、法廷の場においても、世俗の国家に対して犯罪を申告する義務を負わないという「特権」を持っている。

その上で松宮は、同じことが医師や弁護士にもいえよう、と指摘している。犯罪者が重傷を負っていても、医師が秘密を守るという信頼がなければ、医師の治療を受けようとはしないだろう。その結果、かえって、処罰すべき犯罪者が、刑を受けずに人知れず死亡してしまうことにもなりかねない。こう指摘した上で、松宮は、医師の守秘義務と通報義務の衝突事件への判決において最高裁判所が「正当な理由」を認めたことを疑問視している。

さらに松宮は、弁護士についても似たような事情が当てはまると主張している²²。続いて彼は、「医師や法曹については、これを養成する医学部や法学部もまた、中世ヨーロッパの神学部から分離・独立してきたという経緯がある。つまり、これらのプロフェッションも、宗教家から派生する過程で、世俗の国家に対する「特権」を歴史的に獲得してきたのである」²³と論じてい

²¹ 松宮 (2012b, 142-3).

²² ただし、松宮は、弁護士は犯罪者をかばうものではないとして、重大な犯罪あることを知った場合には、申告するべきだという議論もあることも指摘している。

²³ 松宮 (2012b, 143).

る。松宮によれば、秘密漏示罪の主体が医師や弁護士、宗教家等に限定されているのは、このような歴史背景と、これらの職業が果たしている社会的役割にある、ということとなる²⁴。

6. 考察

以下では、既に提示した医師の守秘義務と通報義務の衝突事件についての 2 つの見解を考察する。さらに、その考察を奈良供述調書漏出事件に当てはめる。その上で、技術士法第 45 条について考察する。

6.1 医師の守秘義務と通報義務の衝突事件についての 2 つの見解に対する考察

医師の守秘義務と通報義務の衝突事件について、最高裁判所は「正当な理由」を認めた。この決定には肯定する主張と疑問視する主張があった。ここでは肯定する主張を支持し、疑問視する主張に異議を唱えたい。

まず、最高裁判所の決定を支持する伊東らの主張は支持できるものである。彼らのいう通報義務（公益）とは犯罪者が処罰されるという公益を指すと考えられる。犯罪者の処罰は犯罪の抑止効果を持つという公益がある。犯罪抑止効果としての公益は、犯罪に遭わないという市民一人一人の利益に還元され、守秘義務（私益）という通報されないという個人の利益の制約となる。犯罪に遭わないという個人の利益は通報されないという個人の利益を制約する条件として合理的であろう。

次に、最高裁判所の決定を疑問視する松宮の主張には疑問点がある。神父や牧師といった宗教家の守秘義務についての松宮の主張は正当なものとして認められるのかもしれない。犯罪を告白された宗教家は犯罪を申告する義務を負わないとする彼の主張に反論するのは難しいのかもしれない。しかし、同じことが医師や弁護士にもいえる、という松宮の主張には飛躍があるのでないだろうか。第 1 に医師についてである。信頼という彼の論点について検討してみよう。医師は秘密を守るという医師への信頼を松宮は重視してい

²⁴ 松宮は同様の主張を、松宮（2012a, 89-90）においても展開している。

るようにみえる²⁵。つまり、医師が犯罪を通報すると、医師は守秘義務を守るといふ信頼が損ねられてしまう、というわけである。しかし、犯罪に限って医師が通報しても、医師は通常の秘密は守るといふ信頼は損ねられないのではないだろうか。続いて、医師が犯罪を通報すると重傷を負った犯罪者が治療を受けず、処罰されずに人知れず死んでしまうかもしれない、という松宮の論点を検討しよう。確かに、犯罪者が治療を回避し、処罰されずに人知れず死んでしまえば、処罰されたことが知られず、犯罪の抑止効果につながらないだろう。しかし、そのような場合は起きないのではないだろうか。犯罪者が一定の合理的思考に従う限り、治療を受けずに死んでしまう選択肢と、治療を受け通報され処罰される選択肢とでは前者を回避し後者を選ぶのではないだろうか。そこで、医師が犯罪を通報して犯罪の抑止効果は保たれることになる。ここで仮に、前者の選択肢を選ぶ犯罪者がいたとしてみよう。すると、松宮によれば犯罪者は処罰されずに人知れず死んでしまうかもしれない。しかし、彼のこの主張の前提には「人知れずに」死んでしまう、という仮定が含まれている。しかし、この仮定は妥当だろうか。重傷を負ったにもかかわらず治療を受けずにひっそりと死んでも、荼毘に付される前に通常であれば検死という手続きが取られるはずである。その手続きにおいては、重傷にもかかわらず治療を回避したことから、犯罪者であったことが明らかにされるだろう。そのことは人に知られることとなり、犯罪者ゆえに重症の治療が受けられなかったという点で、犯罪の抑止効果に繋がるであろう。以上から、宗教家の守秘義務が医師にも当てはまるという松宮の主張には飛躍があることになる。

第2に弁護士についてである。宗教家の守秘義務と同じことが医師についていえる、という松宮の主張が疑問視される以上、弁護士についても似たような事情が当てはまるという彼の主張も疑問視しなければならない。

松宮は、医師や法曹といったプロフェッションが宗教家から派生する過程で、守秘義務という国家に対する特権を獲得してきた、と指摘していた。しかし、上記の様な検討に基づけば、宗教家の守秘義務が医師や弁護士にも適用されるという松宮の主張には疑問点がある。医師の守秘義務と通報義務の

²⁵ 松宮（2012a, 89-90）を参照のこと。

衝突事件について「正当な理由」を認めた最高裁判所の決定は支持されるものである。

6.2 奈良供述調書漏出事件についての考察

医師の守秘義務と通報義務の衝突事件について、最高裁判所は「正当な理由」を認めている。この決定を肯定する伊東の主張は支持できるものだった。不適法な秘密について、安易に守秘義務を解除してはならないものの、公益といえども市民一人ひとりの利益に還元されるものであるかぎり、守秘義務は無制限的なものでなく、場合によっては合理的な制約を受けるべきである。以下では、奈良供述調書漏出事件について「正当な理由」はないものと認めた最高裁判所の決定が、上記の伊東らの主張と整合的であることを確認する。

まず、最高裁判所が「正当な理由」を認めたことを支持する伊東らの第1の論点である不適法な秘密について検討しよう。医師の守秘義務と通報義務の衝突事件での秘密は、薬物の使用という不適法なものだった。これに対して、奈良供述調書漏出事件における秘密は、不適法という類のものではないといえる。そこで、第1の論点にかんして、不適法な秘密について最高裁判所が「正当な理由」を認めたという点は奈良供述調書漏出事件においては成り立っていない。

続いて、最高裁判所が「正当な理由」を認めたことを支持する伊東らの第2点目の論点を検討しよう。この論点は、安易に守秘義務を解除してはならないものの、公益といえども市民一人ひとりの利益に還元されるものであるかぎり、守秘義務は無制限的なものでなく、場合によっては合理的な制約を受けるべきである、というものだった。奈良供述調書漏出事件の第1審において、弁護側は、「正当な理由」について、H医師の行為は公益を図るものだったと次のように主張していた。すなわち、K氏の行為には報道機関の公共的使命に奉仕して公益を図るものといえ、H医師の行為もK氏と同様に公益を図るものだった、と主張していた。この主張は最高裁判所によって退けられている。そこで、第2点目の論点に関して、H医師の行為が公益を図るものだったとはいえない。

以上のように、医師の守秘義務と通報義務の衝突事件について最高裁判所が「正当な理由」を認めたことを肯定する伊東らの主張の第1点目も第2点

目も奈良供述調書漏出事件においては成り立っていない。そこで、奈良供述調書漏出事件について「正当な理由」はないものと認めた最高裁判所の決定は、医師の守秘義務と通報義務の衝突事件について最高裁判所が「正当な理由」を認めたことを肯定する伊東の伊東らの主張と整合的であるといえる。すなわち、伊東らの見解に立っても、奈良供述調書漏出事件について「正当な理由」は認められない、ということとなるであろう。

6.3 刑法第134条に基づいた技術士法第45条についての考察

刑法第134条にかんして、医師の守秘義務と通報義務の衝突事件について最高裁判所が「正当な理由」を認めたことを肯定する伊東の主張は支持できるものだった。すなわち、不適法な秘密について、安易に守秘義務を解除してはならないものの、公益といえども市民一人ひとりの利益に還元されるものであるかぎり、守秘義務は無制限的なものでなく、場合によっては合理的な制約を受けるべきである。このことを技術士法第45条に当てはめると、少なくとも、不適法な秘密について、安易に技術士の守秘義務を解除してはならないものの、公益といえども市民一人ひとりの利益に還元されるものであるかぎり、技術士の守秘義務は無制限的なものでなく、場合によっては合理的な制約を受けるべきである、ということとなる。

本稿では、「技術士倫理綱領」と「技術士倫理綱領の解説」に即して技術士法第45条を解釈し、技術士が同法第45条の2の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第45条の定める「正当の理由」と認められる、と解釈することは妥当か、という問いを提示していた。このような解釈は技術者倫理の観点から必要なものだった。上記のように刑法第134条についての伊東らの主張に基づけば、少なくとも、不適法な秘密については、技術士が同法第45条の2の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第45条の定める「正当の理由」と認められる、と解釈することは妥当であろう。なぜなら、不適法な秘密の開示がまさに「公益確保の責務」のためであるからである。

この点についてさらに立ち入って考察してみよう。技術士法第45条の2の「公益確保の責務」とは、市民一人ひとりの利益に還元されるものである。

というのは、同法第 45 条の 2 の「公益確保の責務」とは、「技術士倫理綱領の解説」によれば、倫理綱領にいう「公衆の利益の優先」である。「公衆の利益の優先」とは、「1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。」というものである。公衆とは市民一人ひとりのことと捉えてよいであろう。すなわち、同法第 45 条の 2 の「公益確保の責務」とは、市民一人ひとりの安全、健康及び福利を最優先するということであり、市民一人ひとりの利益に還元されるものであると捉えることができる。そこで、少なくとも、不適法な秘密については、技術士が同法第 45 条の 2 の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第 45 条の定める「正当の理由」と認められる、と解釈することができる。

一方で、刑法第 134 条についての伊東らの主張に基づけば、不適法でない秘密を「公益確保の責務」ではないのに開示することは「正当の理由」とは認められないと解釈されるだろう。

7. まとめ

本稿では、「技術士倫理綱領」と「技術士倫理綱領の解説」に即して技術士法第 45 条を解釈し、技術士が同法第 45 条の 2 の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第 45 条の定める「正当の理由」と認められる、と解釈することは妥当か、という問いを提示した。このような解釈は技術者倫理の観点から必要となるものである。刑法第 134 条についての伊東らの主張に基づけば、少なくとも、不適法な秘密については、技術士が同法第 45 条の 2 の「公益確保の責務」のために秘密を開示した場合には、「公益確保の責務」であることは、同法第 45 条の定める「正当の理由」と認められる、と解釈することは妥当であろう。

謝辞

本研究を遂行する上で、南山大学社会倫理研究所所長・南山大学法務研究科教授の丸山雅夫先生には有益なご助言をいただいた。本研究に関する範囲では、奈良供述調書漏出事件への着目は丸山先生のご教示に基づくものであ

る。ただし、本研究に関連するご助言の範囲はこの事例の例示に止まり、本研究における方法論及び議論の展開等にかかわる適切性については筆者が全ての責任を負っているものである。

本研究の成果の一部は、2008年度南山大学パッヘ研究奨励金 I -A-2 による助成を受けた。

[文献]

- ・ Baum, R. 1980: *Ethics and Engineering Curricula*, Hastings Center.
- ・ 藤木英雄 1987: 『法律学講座双書 新版 刑法』弘文堂.
- ・ 伊東研祐, 高橋則夫, 只木誠, 増田豊, 杉田宗久 2008: 『法科大学院テキスト 刑法各論』日本評論社.
- ・ 松宮孝明 2012a: 『ハイブリット刑法各論 第2版』法律文化社.
- ・ ——— 2012b: 『刑法各論講義 第3版』成文堂.
- ・ 大塚仁, 河上和雄, 佐藤文哉, 古田佑紀編 2000: 『大コメンタール刑法 第二版 第7巻[第108条～第147条]』青林書院.
- ・ (社)日本技術士会 倫理委員会編 2003: 『技術士 CPD 教材 (共通) 1-2 技術士の倫理 (技術者倫理の体系的モデル構築)』社団法人 日本技術士会.
- ・ ——— 2011: 『技術士倫理綱領の解説』.
- ・ 杉原桂太 2007a: 『科学技術社会論と統合された技術者倫理の研究』名古屋大学博士学位論文.
- ・ ——— 2007b: 「なぜ社会契約モデルを重視する必要があるのか」『技術倫理研究』4 名古屋工業大学技術倫理研究会, 99-121.
- ・ 杉本泰治, 高城重厚 2005: 『第三版 大学講義 技術者の倫理 入門』丸善.
- ・ 田岡直規, 橋本義平, 水野朝夫編著 2012: 『技術者倫理 日本の事例と考察—問題点と判断基準を探る』.